


市税

納付・税証明

●市税は納期内に

最寄りの金融機関・郵便局、各区役所・総合支所、市役所納税部各課または大倉証明発行センターで納められます。便利な口座振替制度もあります。他にも、コンビニエンスストア（納付書等にコンビニ収納用バーコードが印字されているものが対象）、インターネットバンキングやモバイルバンキング（納付書等にペイジーマーク  のあるものが対象）でも納められます。

平成28年度の主な税目の納期

主な市税の種類	納付する月
市県民税（普通徴収）	6月、8月、10月、1月
固定資産税	4月、7月、9月、12月
軽自動車税	5月

収納管理課

☎ **214-1010** FAX 214-8803

●税証明が必要なとき

市・県民税課税（非課税）証明（所得証明）、資産証明、納税証明は、区役所または総合支所へ申請してください。証明発行センター・仙台駅前サービスセンターで取り扱える証明もあります。発行には手数料が必要です。代理人の場合は、委任状等が必要です。

いずれの場合も窓口に来られる方の運転免許証など写真付きの本人確認書類をお忘れなく。

市税を納付した後、納付が税証明に反映されるまで一週間以上かかることがあります。あまり日をおかずに証明を請求される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものを窓口にお持ちください。

また、市・県民税課税（非課税）証明（所得証明）に限り、利用者証明用電子証明書が格納されたマイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されたマルチコピー機から取得できます。

※マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付について

- ・仙台市に住民登録をされている方に限ります。
- ・税証明を発行できる年度／最新の2年度分（過去の年度の証明書が必要な方は、区役所等の窓口にご申請してください）
- ・利用できるコンビニエンスストア
セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート
- ・利用時間／6時30分から23時まで（利用される店舗の営業時間内に限る。また、年末年始の12月29日から1月3日を除く）
- ・機器の障害や、臨時のシステムメンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- ・原則として、差替・返金はいりませんので、年度や証明の種類を十分に確認の上、取得してください。

各区役所税務会計課、各総合支所税務住民課
税制課 ☎ **214-8622** FAX 268-4319

●税金の相談 ➡66ページ

●証明書コンビニ交付サービス ➡40ページ

こんなときは

●固定資産をお持ちの方は

市内に固定資産を所有している方が、市外から転入された場合は、固定資産税担当課へ住所変更の届け出をしてください。

また、家屋を取り壊した場合は「家屋滅失届」、所有者が亡くなられた場合は「固定資産現所有者申告書」を提出してください。ただし、滅失登記、相続登記を翌年の1月1日までに行うときは、不要です。

東日本大震災で被災した固定資産の所有者等が、これに代わる新たな固定資産を取得した等の場合には、固定資産税・都市計画税の軽減措置を受けられることがあります。詳しい内容や申告手続については、お問い合わせください。



市税

対象資産	内容	適用期限
滅失または損壊した住宅に係る住宅用地（被災代替住宅用地）	平成33年3月31日までに取得した被災代替住宅用地について、一定の部分を、更地の場合等でも住宅用地と見なし、課税標準の特例を適用するもの	取得した翌年から3年間
滅失または損壊した家屋の代替家屋（被災代替家屋）	平成33年3月31日までに取得または改築した被災代替家屋について、一定の床面積の税額を軽減するもの	取得または改築の翌年から6年間
滅失または損壊した償却資産の代替償却資産（被災代替償却資産）	平成31年3月31日までに取得または改良した被災代替償却資産について、課税標準の特例を適用するもの	取得または改良の翌年から4年間

◆代替資産を取得等をした翌年の1月31日までに申告が必要です。

取り扱い業務	電話番号	担当課 FAX番号	
土地・家屋について	[土地] 214-8596	北固定 資産税課 FAX 214-8607	
	[家屋] 214-8604		
	[土地] 214-8597		
	[家屋] 214-8605		
	宮城野区・若林区に所在する物件	[土地] 214-8689	南固定 資産税課 FAX 214-8609
		[家屋] 214-8694	
太白区に所在する物件	[土地] 214-8690		
	[家屋] 214-8695		
償却資産について	214-8619	資産課税課 FAX 214-8614	

●バイクや軽自動車をお持ちの方は

バイクや軽自動車を所有したとき、廃車、譲渡、盗難などがあつたとき、住所が変わつたときは15日以内に手続きをする必要があります。

種別	担当窓口
原動機付自転車（125cc以下）	各区役所税務会計課 各総合支所税務住民課
小型特殊自動車	
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下）	宮城県軽自動車協会 ☎388-6033
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）	
二輪の小型自動車（250cc超）	東北運輸局宮城運輸支局 ☎050-5540-2011

軽自動車や二輪の小型自動車（250cc超のバイク）をお持ちの方で、県外へ転出し、他県ナンバーを取得した場合には、前住所地（課税地）の市町村への申告が必要です。前住所地（課税地）への申告は、郵送でも行えますので、忘れずをお願いします。

申告に当たっては、転入先で交付される「申告書の控え」または「新車検証の写し」等が必要です。

なお、軽自動車については、全国の軽自動車協会で行っていますので、転入手続きの際確認してください（手続きの代行は有償になります）。

ただし、二輪の小型自動車（250cc超バイク）の場合は、ご自身で手続きを行う必要があります。

東日本大震災により滅失または損壊し抹消登録等を行った自動車または軽自動車等の代替として、平成23年3月11日から平成31年3月31日までに取得した軽自動車等（以下「代替車両」）については、代替車両を取得した年度分及び翌年度分の軽自動車税が非課税となります。

※非課税措置を受けるためには手続きが必要です。非課税の要件がありますので、詳しくは市民税企画課へお問い合わせください。

市民税企画課

☎214-8625 FAX 214-1119